

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください

<b>長野高教組FAXニュース</b>	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール <a href="mailto:naganokokyoso@educas.jp">naganokokyoso@educas.jp</a> HP <a href="http://naganokokyoso.com/">http://naganokokyoso.com/</a> FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2020年11月12日(木) No. 379 (20-17)

# 長野県人事委員会勧告 月例給据え置き 改定なし

本日(11月12日)、長野県人事委員会は、2020年度の長野県職員(再任用職員含む)の月例給に関する勧告を行いました。この間、多くの自治体で公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わないという勧告が出ており、長野県でも同様の勧告となりました。

## 人事委員会勧告内容(概略)

### 給与較差

民間従業員の給与 378,635 円  
県職員の給与 378,561 円 較差 74 円 (0.02%)

### 給与改定

民間給与とほぼ均衡していることから、月例給の改定を行わない。

### 参考(ボーナスの改定) (令和2年10月27日勧告)

民間の支給割合(4.38月)との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.40月  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

## 地公労交渉完全妥結

今回の人事委員会勧告は、月例給据え置きでマイナスの勧告ではないことから、地公労として改めて交渉することはせず、これをもって地公労交渉の一切を妥結するという運びとなりました。

なお、高教組独自の確定交渉については、先日のFAXニュースでお知らせしたように、11月17日(火)のPTA署名提出集会の後に行う交渉で妥結を目指します。地公労への回答の中には、各単組での交渉にゆだねられている部分もあります。独自確定交渉でも前進回答を得られるよう、引き続き取り組んでいきます。